

令和2年度 第19回山形県障がい者スポーツ大会資料

1 第19回山形県障がい者スポーツ大会実施要綱	P. 1
2 実施競技・期日・会場等一覧	P. 4
3 各競技会場図	P. 5
4 陸上競技実施要領	P. 6
5 水泳競技実施要領	P. 12
6 アーチェリー競技実施要領	P. 17
7 卓球競技実施要領	P. 19
8 フライングディスク競技実施要領	P. 22
9 障がい区分の説明	P. 25
10 障がい区分の解説	P. 26
11 競技種目表	P. 28
12 連絡員による安全確認の実施について	P. 31
13 申込み注意事項(各競技共通)	P. 33
14 第20回全国障害者スポーツ大会山形県選手団 選手・役員選考方針	P. 35

別冊 個人競技参加申込書

- | | |
|---------------|-------|
| ○陸上競技 | 様式1-1 |
| ○水泳 | 様式1-2 |
| ○アーチェリー | 様式1-3 |
| ○卓球 | 様式1-4 |
| ○フライングディスク | 様式1-5 |
| ○リレー(陸上競技、水泳) | 様式2 |
| ○競技申込み一覧 | 様式3 |
| ※安全確認名簿 | 別紙1 |



第19回山形県障がい者スポーツ大会実施要綱

1 目的

この大会は、障がい者がスポーツを通じて、自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、県民の障がい者に対する理解の増進を図り、障がい者スポーツの一層の普及と競技力の向上、障がい者の自立の促進に寄与することを目的とする。

また、競技別大会については、全国障害者スポーツ大会への出場選手選考会を兼ねる。

2 主 催

山形県

山形県障がい者スポーツ協会

社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会

一般社団法人 山形県手をつなぐ育成会

山形県精神障がい者スポーツ推進協議会

3 主 管（運営協力）

山形県障害者スポーツ指導者協議会

一般財団法人山形陸上競技協会、天童市陸上競技協会

天童市水泳連盟、山形市水泳連盟

山形市アーチェリー協会、山形県身体障害者アーチェリー協会

山形県卓球協会、山形県身体障害者卓球協会、天童クラブ、STT 審判団

山形県障害者フライングディスク協会

山形県レクリエーション協会

一般社団法人山形県バレーボール協会

山形県知的障害者福祉協会

4 実施競技・期日・会場等

別紙一覧表のとおり。

5 競技方法・表彰

各競技実施要領等による。

6 競技規則

令和2年度（2020年度）（公財）日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、各競技実施要領及び申合せ事項等を適用する。

7 参加資格

参加選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

(1) 令和2年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（平成19年4月1日以前に生まれた者）

① 身体障がい者は、身体障害者手帳の交付を受けた者

- ② 知的障がい者は、療育手帳の交付を受けた者（その取得の対象に準ずる障がいのある者を含む）
 - ③ 精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（その取得の対象に準ずる障がいのある者を含む）
- (2) 申込時に本県に現住所を有する者。ただし、県内の学校に通学している者及び県内の施設に入所・通所している者も参加できるものとする。

8 参加制限

- (1) 競技別大会については、次のとおりとする。
 - ① 同じ日に複数の競技別大会が開催される場合、出場できるのはいずれか1つの大会のみとする。
 - ② 出場可能種目数等は、大会ごとに別途定める。
- (2) レクリエーション大会等については、次のとおりとする。
 - ① 出場可能種目数等は、大会ごとに別途定める。
 - ② 地区単位で実施する「レクリエーションの集い」は、原則として当該地区内に在住又は所在する施設や学校等に所属するものを参加対象とする。

9 参加料は、原則として徴収しない。

ただし、各大会実施要領等で別に定める場合は、その定めによる。

10 健康・安全管理

- (1) 選手の健康・安全管理には、各人及び関係者が十分留意すること。
- (2) 主催者においては、応急の処置を除き一切責任を負わない。ただし、レクリエーション大会及びレクリエーションの集いへの出場選手においては、主催者が加入する傷害保険の範囲内で対応する。
- (3) 競技別大会への出場選手及び引率者等は、各人において傷害保険に加入すること（(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険（通年対象）への加入を推奨する）。
- (4) 参加者の安全確保のため、大会ごとに危機管理を実施する（内容については大会ごとに定める）。

11 昼食弁当の斡旋中止について

- (1) 今年度から参加者（選手・付き添い等）の昼食弁当の斡旋については、諸事情により中止となるため、各自・各チームで準備すること。
- (2) 弁当を持参した方は、弁当の空容器と昼食時に飲用したお茶の空容器は、必ず持ち帰ること。

12 全国障害者スポーツ大会における山形県代表選手の選考・決定

(1) 選考・決定手順

- ① 主催者は、全国障害者スポーツ大会に出場する県代表選手の選手選考会を実施する

- とともに、選考するための資料を作成し、選考委員会に上程する。
- ② 選考委員会は、別途定める「山形県選手団選手・役員選考方針（個人競技）」（以下、「選考方針」という。）に基づき県代表候補選手を選考し、その結果を県に推薦する。
- ③ 県は、推薦された候補者について、競技規則及び選考方針に則して選考されているか等を確認し、県代表選手を決定する。
- ④ 県代表に決定した結果は、令和2年7月15日頃までに、県代表に決定した選手本人へ通知する。

(2) 留意事項

- ① 各種競技大会の参加申込みにあたり、全国大会への出場を希望した者が、出場した各種競技大会において入賞等の優秀な成績を収めた場合であっても、全国大会における各都道府県に割り当てられた出場選手枠等の都合により、必ずしも県代表選手として選考・決定されるものではない。
- ② 陸上競技、水泳及びフライングディスクにおいては、出場する競技につき2種目以上に出場しない者は、全国大会の選考対象としない。
- ③ 主催者等が実施する練習会や強化合宿等への参加を優先できない者は、全国大会の選考対象としない。

13 申込み方法

各競技実施要領等を踏まえて、別添申込書に洩れなく記入の上、決められた期日に必着で事務局へ郵送又はメールにより申込むこと。FAXでの申込みは一切受け付けないこと。申込書の様式は、山形県障がい者スポーツ協会ホームページからダウンロードできる。

申込書記載の個人情報は、本大会及び全国障害者スポーツ大会関係用務のみに使用する。

14 雨天時の対応

総合開会式・フライングディスク競技大会は、雨天の場合には、山形県総合運動公園屋内多目的コートで開催する。

* * * * *

《大会事務局》

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231 山形市大字大森 385番地

TEL 023-686-4084

FAX 023-686-3723

Email info@yamagata-adapted.jp

ホームページ <http://www.yamagata-adapted.jp/>

* * * * *

令和2年度 第19回山形県障がい者スポーツ大会

実施競技・期日・会場等一覧

令和2年2月6日現在

	対象			期日	会場
	身体	知的	精神		
総合開会式	○	○	○	5月30日(土)	県総合運動公園 第2運動広場 [雨天時:屋内多目的コート]

《競技別大会》※第20回全国障害者スポーツ大会出場選考会を兼ねる ※バレー ボールは第21回全国大会に向けた予選会

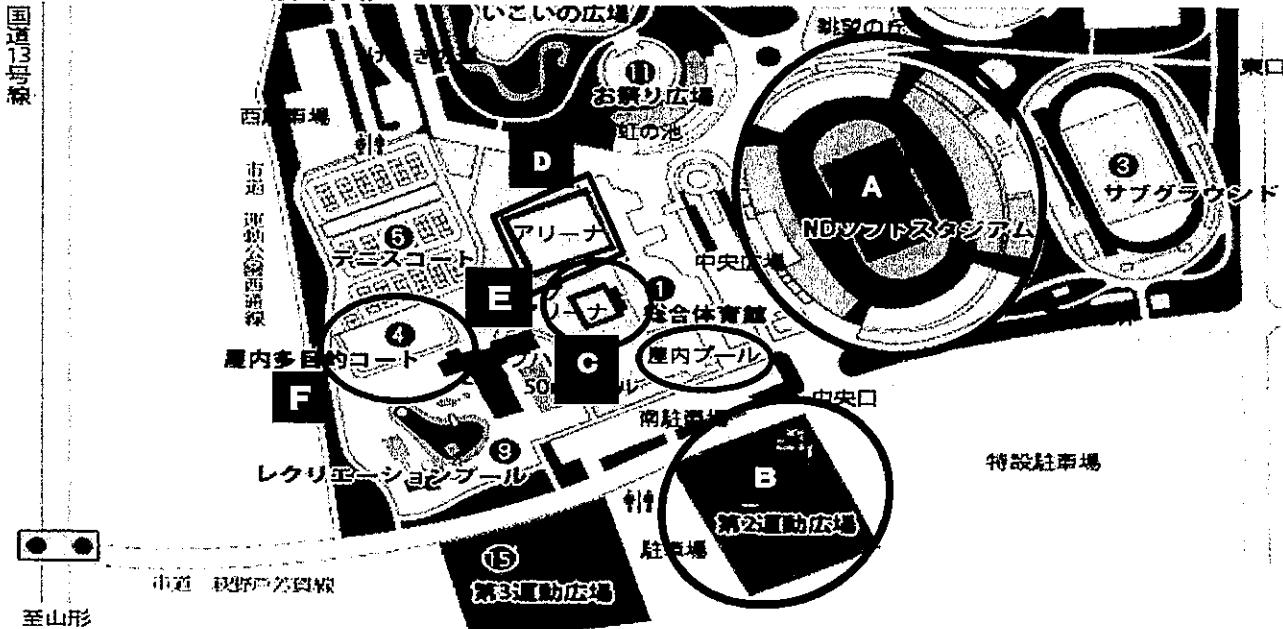
陸 上	○	○		5月16日(土)	県総合運動公園 (NDソフトスタジアム山形)
水 泳	○	○		5月17日(日)	県総合運動公園 (屋内プール)
アーチェリー	○			5月17日(日)	山形県リハビリセンター (グラウンド射場)
卓 球	○	○	○	5月23日(土)	県総合運動公園 (サブアリーナ)
フライングディスク	○	○		5月30日(土)	県総合運動公園 第2運動広場 [雨天時:屋内多目的コート]
バレー ボール(精神)			○	10月17日(土)	上山市体育文化センター (アリーナ)

《レクリエーション大会》

レクリエーション大会(身体)	○			9月12日(土)	県総合運動公園 (アリーナ)
レクリエーション大会(知的)		○		10月 1日(木)	県総合運動公園 (屋内多目的コート)
村山地区レクリエーションの集い	○	○	○	11月 7日(土)	上山市南部体育館
最上地区レクリエーションの集い	○	○	○	10月17日(土)	戸沢村中央公民館
置賜地区レクリエーションの集い	○	○	○	11月 8日(日)	小国町町民総合体育館
庄内地区レクリエーションの集い	○	○	○	未 定	庄内町余目第3公民館(予定)

各競技会場図

[山形県総合運動公園]



A	NDソフトスタジアム	陸上競技
B	第2運動広場	①総合開会式 ②フライングディスク競技
C	屋内プール	水泳競技
D	アリーナ	身体障がい者レクリエーション大会
E	サブアリーナ	卓球競技 (一般卓球競技)
	アリーナA1会議室	卓球競技 (STT競技)
F	屋内多目的コート	総合開会式・フライングディスク競技、雨天時の会場

※以下の競技の会場図省略

山形県リハビリセンター (リハビリセンター射場)	アーチェリー競技
上山市体育文化センター	精神障がい者バレーボール大会

第19回山形県障がい者スポーツ大会陸上競技実施要領

1 日 時 令和2年5月16日（土）

受付 9時00分（NDソフトスタジアム正面玄関）

競技開始 10時00分（NDソフトスタジアム）

競技終了 14時30分

2 会場

山形県総合運動公園 NDソフトスタジアム

天童市山王1-1 電話：023-655-5900

3 主管（運営協力）

一般財団法人山形陸上競技協会 天童市陸上競技協会

4 競技規則

令和2年度（公財）日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会規則」、
（公財）日本陸上競技連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者（肢体障がい、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がい）

知的障がい者

6 競技方法

競技は、予選を行わず、各組1回の決勝により行う。

《競走競技》

- (1) スタートは1回制とし、一度の不正スタートでもその責任を有する競技者は失格となる。
- (2) 50m競走についてはスタンディングスタートのみとする。また、スタートティング・ブロックは使用することができない。
- (3) 100m・200m・400m競走(4×100mリレーを含む)においては、クラウチングスタートをしなくてもよく、また、スタートティング・ブロックを使用しなくてもよい。ただし、スタンディングスタートの場合、スタートティング・ブロックを使用することはできない。
- (4) 400mまでの競走及び4×100mリレーのセパレート・レーンにおいて、内側のレーンに入った場合は失格とする。ただし、直線においては、他の競技者を妨害しない限り失格としない。
- (5) 800m競走は、第2コーナーの曲走路が終わるまでセパレート・レーンで行う。
- (6) 50m競走で使用する車いすは、日常生活用とする。
- (7) 車いすで100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。

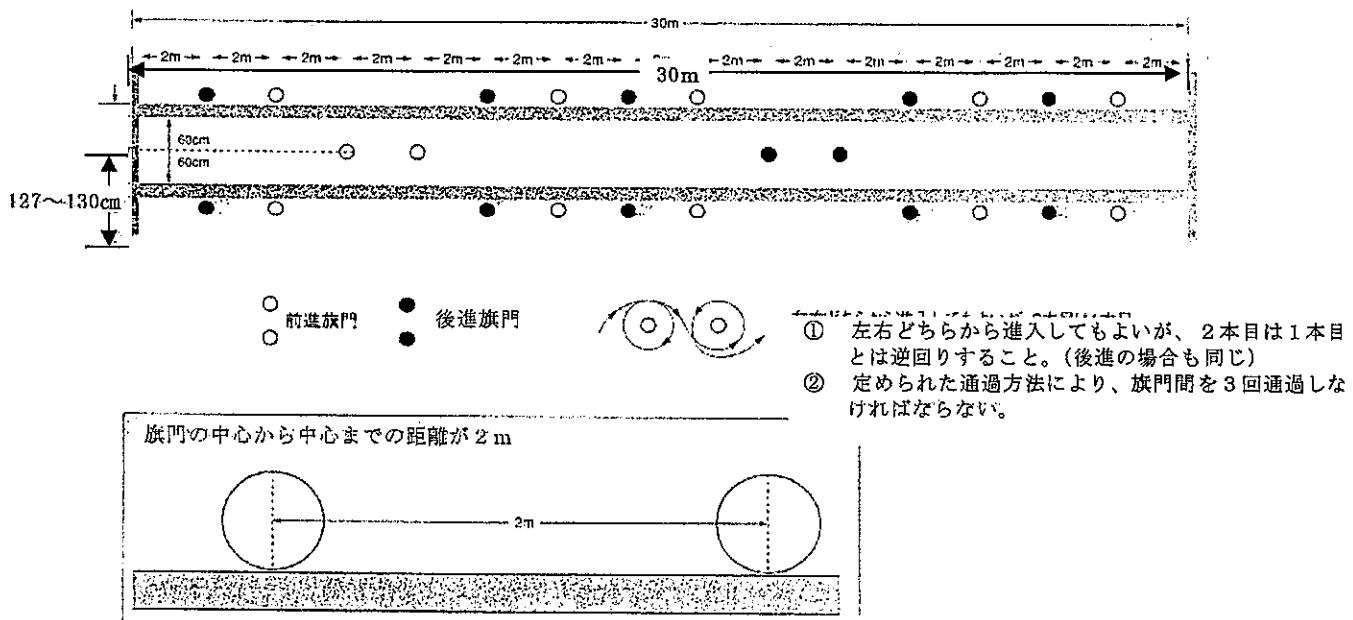
- (8) 車いすは身体の一部であり、その接地面がスタートラインや左側のラインに触れてはならない。
- (9) 1500m競走はオープンコースとする。
- (10) 4×100mリレーは男女混合とし、バトンパスはテークオーバーゾーン内で行う。
- (11) 聴覚障がい部門のスタートは、次のように行う。
①競技者全員が見えやすい位置とする。
②100m及び200mについては、いすに座った姿勢で、50m及び800m・1500mについては、立った姿勢でピストルを発射する。
③「on your marks=オン・ユア・マークス」（意味：位置について）でピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。
④「set=セット」（意味：用意）でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。
⑤上記の姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。
- (12) 視覚部門の障がい区分24の50m競走は音源走のみとし、使用する音源はハンドマイクに収納した音源、または、それに類似するものとする。
- (13) 障がい区分24の競技者で伴走を必要とする場合は、原則として参加者が伴走者を随伴すること。
- (14) 障がい区分24に属する競技者の50mを除く競走競技で認められた伴走者は、フィニッシュの際には競技者の斜め後ろに位置しなければならない。
- (15) 視覚部門の競走競技で、セパレート・レーンを使用する場合には、スタートラインを延長して、1人の競技者に1つ外のレーンを含む2レーンを割り当てる。（伴走者も2レーン分の中に入ること）延長するスタートラインは、ラインと同じ幅で同系色の粘着テープ等を使用する。
- (16) 障がい区分24に属する競技者は、競技エリア（トラックの走路）で光を通さないアイマスクまたはアイシェード（以下、アイマスクなど）を装着しなければならない。
- (17) 競走競技は、50mと100m両方に申し込むことはできない。
- (18) 競走競技のタイム表示は、10分の1秒とする。

《スラローム》

- (1) 白色の旗門は前進、赤色の旗門は後進によって通過しなければならない。
- (2) スタートラインより6m地点の旗門と18m地点の旗門の通過方法は、次のどおりとする。
・1本目の旗門を右回り（左回り）で1周した後、2本目の旗門を左回り（右回り）で1周し通過すること。
- (3) 旗門を倒した場合は、1本につき所要時間に5秒を加算する。ただし、倒した旗門に再び触れた場合は違反としない。
- (4) 通過の方法を間違えたままフィニッシュした場合は失格とする。ただし、フィニッシュラインに到達するまでならばやり直すことができる。その場合の反則や所要時間はすべての所要時間に含まれる。

- (5) スタートとフィニッシュは競走競技と同様に扱う。
(6) スタートから5分を経過した場合は、失格とし競技を終了する。

〈スラロームの障害物および旗門の位置〉



《跳躍競技》

- (1) 走高跳を除き、各競技者は3回までの試技が許される。
(2) 視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてもよいが、片足で踏み切らなければならぬ。
(3) 立幅跳の踏切りは、両足同時に踏切るものとする。
(4) 踏切線と砂場の距離は次のとおりとし、走幅跳の競技者は申込書にどちらの踏切線を使うかを記載しなければならない。
①立幅跳 0.3m
②走幅跳 1m 2m
(5) 視覚部門の走幅跳の踏切版の幅は、日本陸上競技連盟競技規則によるが、長さ1mとする。
(6) 視覚部門の障がい区分2・4に属する競技者は、競技エリア（助走路及び砂場）で光を通さないアイマスクまたは、アイシェード（以下、アイマスクなど）を装着しなければならない。
(7) 視覚部門の走幅跳のみ、助走方向や踏切地点を知らせるために、声や音源による援助は認められる。
(8) 視覚部門の立幅跳では、介助者が競技者の身体に触れて方向の確認を援助することは認められるが、跳躍方向から声や手ばたきで方向を示すことは認められない。
(9) 跳躍競技は、立幅跳と走幅跳両方に申し込むことはできない。

《投てき競技》

- (1) 各競技者は、3回までの試技が許される。
なお、車いす使用者は、原則として、3回連続して投げるものとする。車いす使用

《投てき競技》

		男 子		女 子	
障がい区分 (番号)		1部	2部	1部	2部
肢1	1	4 kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
肢2	12	2.721kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg
	13	4 kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg
	14				
	15				
肢3	19	2.721kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg
	20				
	21				
	22				
視	24	4 kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg
	25				
聴	26	4 kg	2.721kg	2.721kg	2.721kg

種目 (障がい区分)	性別	重量・規格等	備考
ソフトボール投げ (該当する区分すべて)	男女	日本ソフトボール協会公認 「協会3号ボール(ゴム球)」	投げ方自由
ビーンバッグ投げ (該当する区分すべて)	男女	布または適当なものの袋に、 大豆等をいれたもの (12cm×12cm)重量150g	投げ方自由 (足にのせ蹴り出し可)
ジャベリックスロー (該当する区分すべて)	男女	ターボジャブ 長さ70cm 重さ300g	投げ方は やり投げに準じる

提出時刻：最初に提出する種目の招集時刻までに
提出部数：1部（提出の用紙は受付で配布しています）

- (3) 次の種目への移動は、各自の責任で行ってください。

10 競技の服装

- (1) 競技にあたっては競技に適した服装を着用し、ゼッケンは主催者が交付したものを、競技服装の上衣の胸部及び背部に付けること。
車いす使用競技者は、車いすの見えやすい位置に取り付けてもよい。
- (2) 競技に使用するスパイクピンの長さは、9mm以下、走高跳・ソフトボール投・ジャベリックスローは12mm以下とする。

11 表彰

当日表彰は行いませんが、帰宅時に受付にて記録証を配付します。（後日郵送はいたしません）

12 出場申込み方法

- (1) 陸上競技に出場を希望する競技者は、別紙「競技種目表」に示されている競技種目のうちから出場種目（2種目まで可能）を選び、出場申込書（様式1-1）により、令和2年4月13日（月）必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、FAXでの申込みは一切受け付けない。
- (2) リレーは個人競技に出場申込みしている競技者の中から選出し、男女混合とする。

競技種目及び競技順

トランク競技 10:00～14:30

- | | |
|---------|----------|
| ① スラローム | ⑤ 400m |
| ② 50m | ⑥ 100m |
| ③ 200m | ⑦ 1,500m |
| ④ 800m | ⑧ リレー |

フィールド競技（投げ） 10:00～14:00

- | |
|-------------|
| ① ジャベリックスロー |
| ② 砲丸投 |
| ③ ピーンバック投 |
| ④ ソフトボール投 |

フィールド競技（跳躍） 10:00～14:00

- | |
|-------|
| ① 立幅跳 |
| ② 走幅跳 |
| ③ 走高跳 |

者以外の競技者の投てきにおいても、運営上3回連続して投げる場合がある。

- (2) 投てき物の重量・規格等は別表のとおりとする。
- (3) 車いすのシートの高さは、クッションを含めて75cm以下とする。
- (4) 車いす及び電動車いす使用者の投てきは次のように行わなければならない。
 - ①助走することなく、臀部がシートに着いた姿勢から投げ始めなければならない。
そのために、競技役員（補助員を含む）が車いすを支持してもよい。
 - ②試技が完全に終了するまでは、臀部がシートから離れてはならない。
 - ③車いすを固定する場合は、地面との接地面がサークル及びやり投げ助走路スタートティングラインの内側から出でなければならない。
- (5) ジャベリックスローは、やり投の規則に準じて行う。
- (6) ソフトボール投は、やり投の規則に準じて行うが、投げ方は自由である。
- (7) 視覚部門の投てき競技では、投てき方向を知らせるために試技に入る前に限り、声や音響による援助は認められる。
- (8) 視覚部門の障がい区分24に属する競技者は、競技エリア（助走路及びサークル）で光を通さないアイマスクまたは、アイシェード（以下、アイマスクなど）を装着しなければならない。
- (9) 投てき競技は障がい区分8を除き、ソフトボール投げとジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

7 助 力

介助者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた競技者は失格とする。

8 招 集

- (1) 招集所は陸上競技場第1ゲート付近（グラウンド100mスタート付近）に設ける。
- (2) 招集は、開始時刻表に記載された競技時刻の、フィールド競技は30分前、ドラッグ競技は15分前までに点呼を受け完了する。
- (3) 点呼を受けた競技者は、招集所に待機し係員の誘導により競技場に移動する。
- (4) リレーに出場するチームは、競技開始1時間前までにオーダー（走順）を招集所に提出すること。（用紙は受付に備えてある）
- (5) 招集完了時に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、出場できない。

9 2種目同時出場について

- (1) 2種目同時出場する場合において、1種目目の競技終了時刻から2種目目の招集完了時刻までが、50分以内の競技者は、「2種目同時出場届」を提出することができる。以上の手続きにより、1種目目に出来た種目の招集時に、2種目目の招集も受けたことになり、1種目終了後、直接2種目目の競技地点に移動することができる。

(2) 提出場所等

提出場所：招集所（第1ゲート付近）

第19回山形県障がい者スポーツ大会水泳競技実施要領

1 日 時 令和2年5月17日（日）

受付開始	8時30分	(屋内プール正面入口)
ウォームアップ	8時45分	
監督会議	9時00分	
開始式	9時20分	
競技開始	9時45分	
協議終了	12時00分	

2 会場

山形県総合運動公園 屋内プール

天童市山王1-1 電話：023-655-5900

3 主管（運営協力）

天童市水泳連盟 山形市水泳連盟

4 競技規則

令和2年度（公財）日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、（公財）日本水泳連盟競泳競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

- ・身体障がい者（肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい）
- ・知的障がい者

6 競技方法

（1）選手紹介

競技前の選手紹介の際は、椅子から立って（車いす使用者及び立つことが不自由な選手は座ったまま片手を上げて）紹介を受けること。

（2）スタートについて

① 自由形、平泳ぎ、バタフライ、200mリレーのスタートは、台上、台の横からの飛び込み、または水中スタートを選択できる。ただし、次の障がい区分の競技者は身体的理由により水中スタートをしなくてはならない。

肢体部門1：両下腿切断、両下肢不完全、両大腿切断、両下肢完全、片大腿・片下腿切断、多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全（障がい区分8、9、11）

肢体部門2：第7頸髄まで残存、第8頸髄まで残存、下肢麻痺で座位バランスなし（障がい区分13、14、15）

肢体部門3：四肢麻痺（車いす常用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、両下肢麻痺、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能、片側障害で片上肢機能全廃（障がい区分17、18、19）

肢体部門4：浮具使用（障がい区分22）

- ② 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスタートディンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- ③ 背泳ぎ、メドレーリレーのスタートにおいて身体的理由により両方の手でスタートディンググリップをつかめない競技者は、少なくとも片手でスタートディンググリップを含むプールの壁をつかみ壁側を向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- ④ 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってもよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならず、その場合フォルスマルクとなる。
- ⑤ 次の障がい区分の競技者は、スタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてよい。この場合、競技者を支えている者はスタートの勢いを与えてはならない。

肢体部門1：多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全（障がい区分11）

肢体部門2：第7頸髄まで残存（障がい区分13）

肢体部門3：四肢麻痺（車いす常用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、片側障害で片上肢機能全廃（障がい区分17、19）

肢体部門4：浮具使用（障がい区分22）

- ⑥ 聴覚障がい者のスタートは、出発合図員は背泳ぎでは、スタート側の延長線上、また、飛び込みのスタートでは、全競技者から見やすい位置に場所を移動して行う。

（3）競技

- ① 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
- ② 障がい区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し、競技終了まで外してはならない。ゴーグルは招集所において競技役員が確認する。
- ③ 障がい区分23の競技者及び同等の障がいが重複する競技者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて

合図（タッピング）しなければならない。障がい区分24の競技者には行うことができる。

- ④ 浮具使用の浮具とは、浮力を補助するためのスイミングヘルパーやアームヘルパーなどをいう。
- ⑤ 自由形、背泳ぎのスタート及び折り返し後の15mを除いて、1ストロークサイクルに1回、競技者の体の一部が水面上に出なければならない。
- ⑥ 身体障がいによりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる。
- ⑦ 自由形競技に限り、プールの底に立つことは失格にならないが歩くことは許されない。競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。
- ⑧ 200mリレー及び200mメドレーリレーに出場するリレーメンバーは、男女混合となるように編成されていなければならない。

(4) 介 助

介助については、原則として競技場への入場を許可された者が行う。なお、介助者として入場を希望する者は、参加申込み時に申し込み、競技役員の指示により入場する。

① 競技規則上可能な介助

ア) スタート介助（入退水介助含む）

- ・身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない者
- ・障がい区分11・13・17・19・22

イ) タッピング（ターン、ゴール時の合図）・障がい区分23・24

② 競技規則以外で可能な介助

ア) 入退水介助 ・障がい区分14・15・16

③ 競技規則以外で可能な同伴

ア) 情緒不安定・障がい区分26及び同等の障がいが重複する競技者 (他の競技者に迷惑をかける場合に限る)

イ) 種目の指示・障がい区分26及び同等の障がいが重複する競技者 (泳ぐ種目を理解できない場合に限る)

(5) 服装

- ① スイミングキャップを着用すること。
- ② 水着はFINA承認水着でなくてもよいが形状（体を覆う範囲）等は次のとおりとする。
 - ア) 男子はへそを超えず、膝までとする。
 - イ) 女子は肩から膝までとする。ただし、首、肩を覆うことはできない。（セパレートの水着も可）

③ 水着の重ね着は禁止。着用できる水着は1枚とする。ただし、インナー用ショーツ（サポートー）女性用インナーパットは認める。

(6) 浮具について

障がいのため浮具が必要な者は、申し込み時に申し出があり、かつ審判長が認めた場合に限り、両腕、首、及び腰に浮具を使用してもよい。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

7 誘導

- (1) 会場内での誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。なお、許可を受けた介助者のある場合は、競技役員の指示に従う。
- (2) 表彰終了後、選手は競技役員及び競技補助員の誘導により、選手解散所にて出迎えの者に引き継ぐ。

8 計時

計時は、手動とする。

9 出発合図

出発合図は、電子音装置またはピストルを使用する。

10 招集

- (1) 招集は、水泳競技会場内招集所で行う。
- (2) 招集は、5レース前までに完了する。
- (3) 5レース前までに招集しなかった選手は、棄権とみなし出場できない。
- (4) 前レースの表彰終了時刻から次レースの招集完了時刻まで10分以内の選手については、当該選手の代理者がその旨を招集所に申し出、代行することができる。

11 表彰

- (1) 各出場選手には、記録証を授与する。
- (2) 表彰は、次の組の競技終了後直ちに行う。

12 競技種目及び競技順

別表のとおり競技を行うので、参加申し込み時に参考にすること。ただし、編成上やむを得ず競技順を変更することがある。

13 その他注意事項

- (1) 事故防止には十分注意すること。
- (2) アリーナにおけるコーチ及び介助者の指示、応援等を禁止する。
- (3) 場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。

- (4) 貴重品については各自責任を持って管理すること。
- (5) 更衣室とプールサイド以外では水着、裸足のまま行動しないこと。
- (6) 競技場への飲食物の持ち込みを禁止する。更衣室では水分補給は認めるが、それ以外の飲食については禁止する。
- (7) 選手の休憩は指定された場所を利用すること。
- (8) 写真撮影をする場合は、事前に大会事務局へ申請し、許可証をもらうこと。

14 出場申込み方法

- (1) 水泳競技に出場を希望する競技者は、別表「競技種目及び競技順」に示されている競技種目のうちから出場種目（2種目まで可能）を選び、出場申込書（様式1-2）により、令和2年4月17日（金）必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け・FAXでの申込みは一切受け付けない。
- (2) リレーメンバーは、個人競技出場申込者の中から選出し、男女混合とする。

別表 競技種目及び競技順

- ① 200m混合フリーリレー
- ② 25m自由形
- ③ 25m平泳ぎ
- ④ 25m背泳ぎ
- ⑤ 25mバタフライ
- ⑥ 50m自由形
- ⑦ 50m平泳ぎ
- ⑧ 50m背泳ぎ
- ⑨ 50mバタフライ
- ⑩ 200m混合メドレーリレー

※ ①・⑩については知的障がい区分のみとなっています。

第19回山形県障がい者スポーツ大会アーチェリー競技実施要領

1 日 時 令和2年 5月17日（日）

受付 9時00分

開始式 9時20分

競技開始 9時40分

競技終了 13時00分

2 会場

山形県リハビリセンター射場

山形市大字大森385 電話：023-686-4084

3 主管（運営協力）

山形市アーチェリー協会

山形県身体障害者アーチェリー協会

4 競技規則

令和2年度（公財）日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」（公社）全日本アーチェリー連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者（肢体不自由、聴覚障がい、内部障がい）

6 標的競技

（1）競技種目は男女とも次のとおりとする。

①50m・30mラウンド②30mダブルラウンド③20mダブルラウンド（リカーブのみ）

（2）行射時間は、各距離から1エンド3射（2分）で36射ずつ行射する。

また、プラクティスは、2分フリー2回とする。

（3）部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。

7 競技方法

（1）標的

リカーブ部門は直径80cm的、コンパウンド部門は6リング的を使用する。

（2）時間

ストップウォッチで時間を管理進行し、行射開始にホイッスルと白旗で、行射終了30秒前に計時係が黄色旗を上げ時間を知らせる。

（3）リカーブ部門の用具

障がい区分1（第8頸髄まで残存）及び障がい区分3（上肢障がい）の選手は、リカーブ部門において、審判長の承認を得て、手に補助具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。

また、障がい区分1及び障がい区分3以外の選手で上肢にも障がいがあり、補助具を使用しないと行射できない選手も、審判長の承認を得れば使用することができる。

(4) 行 射

- ① 車いすあるいは、いす使用の競技者は、シューティングライン後方に少なくとも車いすの1輪または、いすの1脚を置いて打射しなければならない。
- ② 行射中は、押手及び弓を車いすや、いす等で支えてはならない。
- ③ いす使用の競技者は、いすの脚と競技者の足によって囲まれる地面との接触範囲は、幅60cm×80cmの広さを越えてはならない。また、いすは背もたれ肘掛など、体を支える構造があつてはならない。
- ④ 車いす競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。

(5) 立 順

- ① 立順は、Aの1立制とし、3射ごと採点、矢取りを行う。
- ② 2名3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたはいすを使用の競技者は、常にシューティングライン上にとどまつても良い。その場合、弓を膝の上もしくは、シューティングライン後方に置くことによつて、打射を終了したものとする。

(6) 得点記録

競技者自身が標的に行けない場合、審判長の許可を得て競技者の代行者に得点記録と矢の回収の権利を委託することができる。

8 競技用具

競技に必要な用具は出場選手が各自用意する。

9 服 装

競技にあたつては、競技に適した服装を着用すること。

10 表 彰

表彰は競技終了後、各部門の種目毎、男女別に行う。

11 出場申込方法

アーチェリーに出場を希望する競技者は、出場申込書(様式1-3)により令和2年5月1日(金)必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、FAXでの申込みは一切受け付けない。

また、障がい区分に該当しない種目には出場できない。

12 その他

- (1) 全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技に出場する選手は、グリーンバッジ(安全バッヂ)を所持していることが望ましい。
- (2) 20mダブルラウンド出場者は全国障害者スポーツ大会の選手選考の対象としない。

第19回山形県障がい者スポーツ大会卓球競技実施要領

1 日 時 令和2年 5月23日(土)

受付 9時00分 (サブアリーナ入口前)

開始式 9時30分

競技開始 9時45分

競技終了 15時00分

表彰式 15時15分

2 会場

山形県総合運動公園 サブアリーナ・アリーナA1会議室
天童市山王1-1 電話: 023-655-5900

3 主管(運営協力)

山形県卓球協会 山形県身体障害者卓球協会
天童クラブ STT審判団

4 競技規則

令和2年度(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、日本卓球ルール及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

身体障がい者(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい)

知的障がい者

精神障がい者

6 競技方法

- (1) 競技種目は、男女シングルスの一般卓球とサウンドテーブルテニス(STT)とする。視覚障がい部門では、視力・視野を問わず、アイマスク装着の有無で、競技を区分する。アイマスクありはSTTに、アイマスクなしは一般卓球に出場できる。
- (2) 部門は、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・車いす・脳原生麻痺)、聴覚障がい、視覚障がい(一般卓球・STT)、知的障がい、精神障がいの10部門とする。
- (3) 試合は、部門毎予選リーグ・決勝トーナメント方式とし、原則として同一部門の選手でブロックを構成するものとする。(各ブロック1位・2位が決勝トーナメントに進出する。)
- (4) 出場選手の少ない部門については、他部門の選手と合わせてブロックを構成することがある。(1ブロック4名以内)
- (5) 1部門の参加総数が17名以上の場合は、予選リーグを行わずトーナメント方式のみとする。ただし、1回戦の敗者同士は親善試合を行う。

- (6) 1ゲームの勝敗は、11ポイントを先取した競技者を勝ちとする。ただし、両競技者の得点が10ポイントに達した後は、2ポイントの差をつけた競技者を勝ちとする。
- (7) 1マッチは5ゲームからなり、3ゲームを先取した競技者を勝ちとする。
- (8) サービスは、得点の合計が2ポイント増すごとに交替する。また、双方の得点が10ポイントになったときは、順序を変えず1ポイントごとにサービスを交替する。促進ルールは適用しない。

7 一般卓球の競技規則等

- (1) 肢体不自由者及び知的障がい者については、フリーハンド（ラケットを持っていない手の手首より先）がコートに触れても失点としない。ただし、コートを支えて打ったり、テーブルを動かしてはならない。
- (2) サーブについて
 - ① サーバーはフリーハンドの手のひらを開き平らにし、その上につかむことなく自由に転がる状態でボールをのせ、静止させる。この状態からサービスは開始される。
 - ② 次にサーバーは、ボールに回転を与えることなく、ボールがフリーハンドの手のひらから離れたあと、打球される前になにも触れずに落下するように、16cm以上ボールをほぼ垂直に投げ上げなければならない。
 - ③ サーバーは、ボールが落下する途中を打つものとし、そのボールが最初に自領コートに触れ、次いでネットアセンブリを越えるかまたは迂回したあと、レシーバーのコートに直接触れるように打球する。
 - ④ 身体的理由により主審の承認を得、主審が相手方にサービスの仕方について変更を知らせた場合には、サービスの規定を緩和することができる。
また、知的障がいについても、主審が対戦者の不利にならないと認めた場合、サービスの規定を緩和することができる。
- (3) 車いす使用者が正しく出されたサービスをレシーブする際ボールが、①レシーバーのコートに触れた後、ネット方向に戻った場合、②レシーバーのコートに止まった場合、③レシーバーのコートに触れた後、どちらかのサイドラインを横切った場合は、ラリーはレットとなる。ただし、「レット」が宣告される前に打球した場合は、そのまま有効となる。
- (4) 知的障がいが原因と認められる試合の中止があった場合、1つのマッチでの中断時間は最大10分間とする。また、速やかな試合進行のために、審判、監督、介助者等が競技者に進行を促す言葉をかけたり競技者に触れることがある。

8 S T T の競技規則等

- (1) S T Tに出場する選手はアイマスクまたはアイシェードを装着すること。
- (2) サービス
 - ① サーバーは主審が「プレー」の宣言をした後10秒以内に、サービスエリアにボールを静止させ、主審がボールの静止を確認できるよう、完全にボールから手を離して「行きます」と声をかける。レシーバーは5秒以内に返事

をし、そして、サーバーはレシーバーが「はい」と返事をした後、5秒以内にボールを打ち出さなければならない。

② ラケットをボールから10cm以上離し、ラケットの動きを止めなければならぬ。一連の動作中に10cm未満でラケットを止めた場合はフォルトとなる。

9 競技用具

ラケットは、日本卓球ルールに規定されたものを使用しなければならない。
(JTTAのマーク及び指定業者の刻印か、商標がなければならない)

10 服 裝

競技にふさわしい服装で参加すること。背中には氏名、市町村名または団体名の入ったゼッケンを各自用意し着用すること。(縦15cm、横25cm程度／布の色は指定しない)

11 表 彰

部門毎とし1~3位まで表彰する。なお、3位決定戦は行わない。

12 出場申込み方法

卓球競技に出場を希望する競技者は、別紙出場申込書(様式1-4)により、令和2年4月24日(金)必着で、申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、FAXでの申込みは一切受け付けない。

第19回山形県障がい者スポーツ大会フライングディスク競技実施要領

1 日 時 令和2年5月30日（土）

受付 9時00分

総合開会式 9時30分

競技開始 10時30分

競技終了 15時30分

2 会場

山形県総合運動公園 第2運動広場

天童市山王1-1 電話：023-655-5900

雨天時：屋内多目的コート

3 主管（運営協力）

山形県障がい者フライングディスク協会 山形県障害者スポーツ指導者協議会

4 競技規則

令和2年度（公財）日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、日本障がい者フライングディスク連盟競技規則及び大会申合せ事項による。

5 参加対象者

・肢体不自由 ・視覚障がい ・聴覚障がい ・知的障がい ・内部障がい

6 競技種目

(1) アキュラシー競技（ディスリート5、ディスリート7）

(2) ディスタンス競技（座位、立位に分け男女別に実施する）

7 競技

(1) 競技はすべて競技役員の指示で進行する。

(2) 投げ方は自由とする。

(3) 競技に使用するディスクは、主催者で用意する。

(4) 手、足、口等、身体のあらゆる部分によるスローイングを認める。ただし、スローイングの助けとなるどのような工夫もしてはならない。手指等の傷口を守るためにテープ等を使用する場合は、審判長の許可を得なければならない。

なお、義手・義足等の使用は認めるが、ディスクの推進力、回転力を促進する機能のある物は認めない。

(5) アキュラシー

- ① 障がいによるクラス分け及び性別による区分けはしない。
- ② 試技順は、年齢の若い順とする。
- ③ 試技は10投連続で行う。
- ④ プレーヤーが視覚障がいの場合は、競技役員がアキュラシーゴール後方3mの距離から電子音によってアキュラシーゴール中心部の位置を知らせることができる。
- ⑤ 試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから5分とする。制限時間内に投げ終わらなかった場合は、それまでの記録を成績とする。

(6) ディスタンス

- ① 各組の組合せ編成は、年齢順により行う（原則1組8名まで。ディスタンスは男女別、座位・立位別に行う。）。
- ② 試技順は、年齢の若い順とする。
- ③ 1投のテストスロー（黄色のディスク）を行い、試技は3投連続して行う。
- ④ 試技の時間は、プレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから3分とする。3分を越えた試技は無効となる。
- ⑤ プレーヤーが視覚障がいの場合、投げる方向、ディスクの飛行状況を知らせるための介助者をスローリングエリア内に1名同行することができる。その際、伝えられるのは投げる方向、ディスクの飛行状況だけで、技術的な助言等は行ってはならない。

8 服 装

ビブスは主催者が交付したものを競技服装の上に着用する。ビブスは大会終了後、チームまとめて返却すること。

9 受付について

受付は、混乱を防ぎ参加者の安全を確保するため、各団体の代表者または申込責任者が受付を行い、その他の参加者は係員の誘導に従い、速やかに入場すること。

10 競技開始時刻

ディスタンス 10時30分 アキュラシー 13時00分

11 招集に関する注意事項

- (1) 招集は、各組の競技開始時刻30分前から行い15分前に完了する。

なお、各チームの担当者は選手の招集時刻に合わせて予め整列させるなどして、招集時刻に遅れないようスムーズな移動を心がけること。また、選手に対して予め招集場所や競技場所（サイトNo.）について十分に説明しておくこと。

- (2) 点呼を受けた競技者は、招集所に待機し、係員の誘導により競技場所に移動すること。
- (3) 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権とみなし、出場できないものとする。

12 表 彰

表彰(記録証の授与)は各競技終了後、全員に本部にて行う。

13 出場申込み方法

- (1) フライングディスク競技に出場を希望する競技者は、出場申込書（様式1－5）により令和2年5月1日（金）必着で申し込むこと。郵送またはメールでの申込みのみ受け付け、FAXでの申込みは一切受け付けません。
- (2) アキュラシー1種目、ディスタンス1種目の計2種目までの申込みができます。全国大会に出場を希望する競技者は、2種目に申し込むこと。

14 その他

雨天時の場合は、屋内多目的コートで開催する。

障がい区分の説明

1 肢体不自由者の障がい区分

- (1) 肢体不自由の 7 級が重複して 6 級に認定されている場合は、片側の障がいとして区分する。（両下肢が 7 級の切断の場合は、片下腿切断に区分する）
 - (2) 多肢切断や両上肢障がいなど、複数の部位の切断や機能障がいがある場合は、3 肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ 6 級以上の認定を受けていなければならない。（左上肢が 7 級で右上肢が 6 級などの場合は、片上肢障がいとして区分する）
 - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - (5) 関節離断は、上位の部分の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
 - (6) 完全とは、上肢または下肢の 3 大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - (7) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障がいがあるような場合には、競技によっては、最も上位の障がい部位（上腕）の切断として扱っても、機能障がいとして扱ってもよい。
 - (8) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
 - (9) 切断または機能障がいのある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障がい区分とする。
 - (10) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障がいのある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
 - (11) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障がい状況に応じて他の区分となることもある。
- 2 視覚障がいの視力は、「矯正後の両眼視力」の和で判断する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力 0、指數弁は 0.01 とする。また、矯正後の両眼視力の和が 0.02 以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障がいに区分される。
 - 3 内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみを対象とする。
 - 4 身体障がい者 1 部：13 歳以上 39 歳以下の競技者 2 部：40 歳以上の競技者
知的障がい者 少年の部：13 歳以上 19 歳以下の競技者
青年の部：20 歳以上 35 歳以下の競技者
壮年の部：36 歳以上の競技者
精神障がい者 区分なし

〔障がい区分の解説〕

■肢体不自由1

障害区分名			解説
切断または機能障がい	上肢	切断	手部
			片側および両側の手部切断者
			片前腕
			手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			片上腕
			肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
		機能障がい	両前腕
			両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
	立位	機能障がい	両上腕
			両上腕の切断者
			片前腕および片上腕
			片前腕の切断および片上腕の切断者
		切断	片上肢不完全
			片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
			片上肢完全
			片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者
	下肢	機能障がい	両上肢不完全
			両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
			両上肢完全
			両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障がいがある者
		切断	片下腿
			片足部の切断を含む片下腿の切断者
	上下肢	機能障がい	片大腿
			膝関節の離断を含む片大腿の切断者
			両下腿
			両側の下腿の切断者
		切断	両大腿
			両側の大腿の切断者
			片下腿および片大腿
			片下腿の切断および片大腿の切断者
	機能障がい	片下肢不完全	片下肢不完全
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがある者
		片下肢完全	片下肢完全
			片側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
	上下肢	両下肢不完全	両下肢不完全
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者
		両下肢完全	両下肢完全
			両側の股・膝・足関節のすべてに機能障がいがある者
	体幹	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者
		多肢切断	三肢以上の切断者
	機能障がい	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者
		片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者
	体幹	体幹	頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障がいが該当する)【注1】

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあつてもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

陸上競技 脊髄損傷等	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6 頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
		第7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	
		その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で

両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

脳原性 麻痺 （脳性 麻痺、 脳血管 疾患、 脳外傷等）	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けって移動	両上肢の障がいが重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
		片上下肢で車いす使用	片側の上肢と下肢で車いすを操作する者	
		上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】	
	水泳	立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
			上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調運動障がいがあるが、走ることが可能な者
			その他走可能	【注5】
		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者	
		上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者	
		両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）	
	卓球	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいが軽度な者で、走ることが不可能な者	
		片側障がいで片上肢機能全廃	片側障がいで患側上肢のストローク動作も走ることも両方が不可能な者	
		その他の片側障がいで走不能	片側障がいで患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
		その他走可能	上肢の協調運動障がいが軽度で走ることが可能な者や、片側障がいで走可能な者等、上記区分に該当しない者	
		車いす使用	車いすを使用して競技するすべての脳原性麻痺者	
	その他	杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	
			上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
		上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいのない立位者	
		片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者	
		電動車いす常用（陸上）	四肢体幹機能障がいにより日常生活で常に電動車いすを使用している者	
		浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹障がいのある者で、浮具を使用する者	

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができる者はこの区分に該当する

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する

■視覚障がい

視覚障がい	視力0から0.01まで	【注6】	【注7】
	その他の視力障がい		

【注6】視力は、「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

【注7】矯正後の両眼視力の和が0.02以上の場合は、視野障がいの有無に関わらず、その他の視力障がいに区分される。

■聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしやく機能障がい

聴覚・平衡機能障がい 音声・言語機能障がい そしやく機能障がい	聴覚障がい	区分しない
---------------------------------------	-------	-------

■知的障がい

知的障がい	知的障がい	区分しない
-------	-------	-------

■内部障がい

内部障がい	ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がい者は含まない
-------	---------------	-------------------------------

■精神障がい

精神障がい	精神障がい	区分しない
-------	-------	-------

山形県障がい者スポーツ大会 競技種目表

◎男女別・年齢区分 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

1 陸上競技

区分番号	障がい区分	競								走								跳			
		※2 5 0 0 m	1 0 0 m	2 0 0 m	4 0 0 m	8 0 0 m	1 0 0 m	5 0 0 m	スラローム	※1 4 × リレーレー	1 1 0 m	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	スローボール投	ジャベリック投	ビンバグ投		
1 上肢 下肢 体幹	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	片上腕切断または、片前腕不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両上腕不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両下腿切断または、片下肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	片下腿不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿切断または、片下肢完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両下腿切断	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 四肢不自由	両大腿切断または、両下肢完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	両大腿および片大腿切断 両下肢不完全	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 脳・脊髄障害	第6頸椎まで残存	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第7頸椎まで残存	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第8頸椎まで残存	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	下肢麻痺で座位バランスなし	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	下肢麻痺で座位バランスあり	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他の車いす	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	四肢麻痺で車いす使用	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	四肢麻痺で車いす使用	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	四肢麻痺で車いす使用	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	四肢麻痺で車いす使用	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4 知的障害	第17頸椎まで残存	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	片上下肢で車いす使用	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	上肢で車いす使用	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他の他走不能	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	上肢に不随意運動を伴う可能	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5 聴覚障害	その他走可能	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	電動車いす常用	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	視力0から0.01まで	※6	○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他の視覚障害	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6 内部障害	ばね	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	聴覚障害	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ばね	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ばね	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1 4×100mリレーは男女混合とする。※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリニス等による体幹の障害がいが該当する)。

ただし、四肢の機能障害がいを伴う場合は体幹の機能障害がいがあつてもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害がい区分にわたり1つの○がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁・手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。

※6 障害がい区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

【注】競走競技50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投き競技は障がい区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

2 水泳

◎男女別・年齢区分別

○男女別・1部

●男女別・2部

△男女混合・年齢区分なし

区分番号	障がい区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※1 メドレーリレー 4×50m	※1 メドレーリレー 4×50m	
		25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m			
肢體不自由	上肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		4 両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		5 両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	下肢	6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		7 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		8 両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		9 両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	○	◎		
	上下肢	10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		11 多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	○	◎		
	体幹	12 体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	す以脳常外原用で性車麻い痺	13 第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
		14 第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		15 下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
3	疾患・脳性原麻痺・外傷等の脳血管	17 四肢麻痺(車いす常用)または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
		18 両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		19 片側障がいで片上肢機能全廢	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		20 その他の片側障がいで走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		21 その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
4		22 浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視覚障がい ※2		23 視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		24 その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能障がい・音声・言語・そしゃく機能障がい		25 聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知的障がい		26 知的障がい	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	○	△	△

※1. リレー、メドレー、リレーは男女混合とする。

※2. 視力は、「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁・手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。

※3. 障がい区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

障がい区分のスタートは水中スタートをしなくてはならない。

3 アーチェリー

		区分番号	障がい区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	●	●		
		4	下肢障がい(椅子・車いす使用を含む)	●	●		
		5	体幹	●	●		
	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	脳原性麻痺(椅子、車いす使用を含む)	●	●	●	●
	聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい	7	聴覚障がい	●	●		
	内部障がい	8	ぼうこう又は直腸機能障がい	●	●		

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4 ソフトボール

◎男女別、年齢区分別

●男女別

		区分番号	障がい区分	卓球	STT	
肢体不自由	上肢障がい	1	片上肢障がい	◎		
		2	両上肢障がい	◎		
	下肢障がい	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎		
		4	片大腿切断または、両下腿切断	◎		
		5	片下肢完全または、両下肢不完全	◎		
		6	片下腿および片大腿切断	◎		
		7	両大腿切断または、両下肢完全	◎		
	体幹	6	体幹	◎		
		7	第8頸髄まで残存 ※1	◎		
	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	8	座位バランスなし	◎		
		9	その他の車いす	◎		
		10	車いす使用	◎		
	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	11	杖または、松葉杖使用	◎		
		12	上肢に不随意運動あり	◎		
		13	上肢に不随意運動なし	◎		
		14	片側障がい	◎		
		15	アイマスク有り ※3		◎	
		16	アイマスク無し	◎		
聴覚障がい ※2		17	聴覚障がい	◎		
知的障がい		18	知的障がい	◎		
精神障がい		19	精神障がい	●		

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

※3 障がい区分15は、各自で用意したアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5 フライングディスク

◎区分なし

●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障がい				
聴覚障がい				
知的障がい				
内部障がい (ぼうこう又は直腸機能障がい)	◎	◎	●	●

6 バレーボール

精神障がい者は、男女混合とする。

連絡員による安全確認の実施について

1 安全確認名簿の提出について

大会に参加される皆様の安全を確保するため、安全体制を整え大会を開催いたしますので、そのために安全確認名簿は期日までに郵送・FAXまたはEメールで大会事務局まで提出してください。

また、提出期限につきましては、「令和2年度山形県障がい者スポーツ大会個人競技参加申込み早見表」を参照してください。

2 連絡員の選任及び緊急連絡先について

(1) 当日、常に連絡が取れる方で、参加者の把握が可能な方を連絡員として選任し、連絡員携帯電話番号は必ず記入してください。

また、参加される団体の中で競技会場が分かれる場合は、競技会場ごとに連絡員を選任してください。

個人参加で連絡員がいない場合は、本人の携帯電話番号の他、家族等の緊急連絡先(携帯電話番号)も記入してください。

3 安全確認名簿について

(1) 安全確認名簿には、来場するすべての方(選手・応援・付添者)の氏名を記入してください。

(2) 当日の安全確認のために、大会事務局へ提出した安全確認名簿のコピーを持参してください。

4 安全確認の流れ (各競技会場の受付の所に危機管理本部を設置)

(1) 1回目：受付時

事前に大会事務局へ提出している安全確認名簿と、持参した安全確認名簿を照合し、人員確認の後、事務局確認者印を押印し連絡員に名簿を返却する。

(2) 2回目：帰宅時

人員を確認後、危機管理本部で安全確認名簿に事務局確認者の押印を受け、団体ごとまとまって帰る。

(3) 大会途中で帰る方がいる場合

連絡員が各会場の危機管理本部へ報告ください。

(4) 留意事項

① 安全確認名簿の提出や受取は必ず連絡員本人が直接行ってください。

② 個人参加の方は、本人又は付添いの方が上記手続きを行ってください。

5 安全確認名簿提出先：大会事務局

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231 山形市大字大森385

T E L 023-686-4084

F A X 023-686-3723

E-mail info@yamagata-adapted.jp

6 その他

- (1) 連絡員には荒天時などによる大会中止の際も連絡しますので、必ず電話に出られる方を記入してください。
- (2) 急病、けが、行方不明等（心配があるものを含む）の緊急事態が発生した場合は、状況の重大・軽微を自己判断せず、すぐに大会会場の危機管理本部か、下記緊急連絡員まで連絡してください。
- (3) 危機管理本部は、当日各会場出入口に設置します。
- (4) 参加者が多い団体で安全確認名簿の用紙1枚に氏名を記入しきれない場合は、用紙をコピーして使用してください。

緊急連絡業務担当 :

山形県障がい者スポーツ協会 鈴木政彦
携帯電話番号 090-1370-1935

第19回山形県障がい者スポーツ大会

申込み注意事項（各競技共通）

1 参加申込みについて

- (1) 個人競技参加申込書の取りまとめは、下記の点に注意し正確に行ってください。
- ① 特別支援学校、中学校及び高等学校在校生は、在籍する学校から一括して大会事務局に申し込んでください。
 - ② グループホーム、福祉ホームなどの入居者、身体障がい者施設及び知的障がい者施設への通所または入所者は、当該施設から大会事務局に申し込んでください。
 - ③ 在宅の障がい者で、障がい福祉団体、障がい者スポーツ団体に加入している場合は、当該団体を通して大会事務局に申し込んでください。
 - ④ 上記以外の者は、市町村福祉担当課を通して大会事務局に申し込んでください。
 - ⑤ 各参加者とも、同日開催競技を除くいずれかの2競技に出場できます。
- 2 競技に出場する方は、競技ごとに指定された個人競技参加申込書にそれぞれ記入し、競技ごと定められた申込み締切日を厳守して提出ください。
- (6) 郵送、メールとともに個人競技参加申込書に「〇〇競技参加申込一覧（様式3）」を競技種目ごとに添付してください。
- (2) 申込み方法は下記のとおりです。
- ① 大会参加申込みは、郵送またはメールでの提出分のみ受け付けます。FAXでの申込みは一切受け付けませんのでご注意ください。
また、締切日まで大会事務局に必ず届くよう申し込みください。
 - ② 各競技とも、締切日を過ぎての選手追加・変更及び新規申し込みは一切受け付けません。
- (3) 個人競技参加申込書には、緊急時に必ず通じる携帯電話等の連絡先（電話番号）を明記してください。
※大会当日の荒天時や、その他緊急時の連絡等にも使用します。
- (4) 第19回山形県障がい者スポーツ大会実施要綱と各競技の実施要領をしっかりと確認の上申込みください。
- (5) 個人競技参加申込書等のデータを希望の方は、当協会ホームページからダウンロードしてください。
- (6) 全国障害者スポーツ大会の参加希望者は、個人競技参加申込書の「全国障害者スポーツ大会参加希望調査」の意向調査欄に記入してください。
※ただし、「します」に○をつけ各競技で1位になっても、必ず全国大会の選手に選考されるとは限りません。
- (7) 発送前に間違いや記入漏れがないか書類を再度確認のうえ、申込みください。
- (8) 参加費は無料です。

2 保険について

参加者は、各自保険に加入のうえ参加してください。大会開催中（競技を含む）や施設・会場に関するトラブルや事故等について、当協会では一切責任を負いません。

3 安全管理について

大会に参加される方の安全を確保するため、安全管理体制を整え大会を実施いたします。別添資料の「連絡員による安全確認の実施について」をお読みいただき、安心安全な大会の運営にご協力をお願いします。

4 プログラムについて

プログラムは、大会5日前をめどに参加申込みのあったチーム等に郵送いたしますので、受付時刻に遅れることのないように確認してください。

なお、当日競技会場受付でプログラムの販売を行います。

5 その他

- (1) 受付は各競技会場で行います。受付を行わない場合は欠場とみなしますのでご注意ください。
- (2) 競技に使用したゼッケン及びビブスは競技終了後、速やかに大会本部に返却してください。
- (3) 会場内のごみ箱は使用できません。当協会で斡旋した弁当の空容器は、所定の回収場所までお持ちください。その他のごみは各自ですべて持ち帰り、処分をお願いします。

6 連絡先・大会事務局

山形県障がい者スポーツ協会

〒990-2231 山形市大字大森385番地

TEL: 023-686-4084

Fax: 023-686-3723

Email: info@yamagata-adapted.jp

ホームページ <http://www.yamagata-adapted.jp/>

担当者 : 鈴木・渡辺

令和2年第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」 山形県選手団選手・役員選考方針（個人競技）

1 選考方針について

第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」に出場する個人競技の山形県選手選考にあたっては、多くのメダル獲得を目指すとともに、障がい者スポーツのより一層の振興に資することを目的として、以下の基準に基づき実施する。

2 出場資格

下記のいずれにも該当する者

- (1) 令和2年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者。
 - 身体障がい者：身体障害者手帳の交付を受けた者（内部障がいは、ぼうこう直腸機能障がいのみ）。
 - 知的障がい者：療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
 - 精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (2) 本県に現住所を有する者。ただし県内の学校に通学している者及び県内の施設に入所・通所している者も出場できるものとする。
- (3) 団体競技に出場しない者。

3 選手選考方針

- (1) 原則として全国障害者スポーツ大会（以下、「全国大会」という。）の派遣選手選考会として開催された「第19回山形県障がい者スポーツ大会」（以下、「県大会」という。）の成績に基づき、これまでの全国大会の記録と比較して上位入賞が期待できる者を優先して選考する。
- (2) 選考にあたっては、障がい区分、性別、年齢のバランス等も考慮する。
- (3) 全国大会未経験者の出場に配慮する。
- (4) 3年連続して全国大会に出場した者は、原則として選考の対象としない。

ただし、3年連続して全国大会に出場した者のうち、県大会の記録が過去の全国大会の最高記録を上回った者、全国大会において3年連続してメダルを獲得した実績がある者、前回の全国大会で金メダルを獲得した者など、全国大会で好成績を獲得する見込みが高い者は、選考の対象とする。

4 選手選考について

- (1) 上記出場資格及び選考基準の条件を満たした者を、選考委員会で審議し選手を決定し、県に推薦する。
- (2) 県は、選手選考委員会からの推薦に基づき、第20回全国大会に派遣する選手を決定する。

5 役員選考について

- (1) 役員構成は、出場選手の障がいの程度及び選手の構成を考慮して選出する。
- (2) 障がい者スポーツの理解者を増やしていくため、障がい者スポーツ等の関係者に限らず、（公財）山形県スポーツ協会の競技団体等の指導者からも選出する。
- (3) 選考にあたっては、障がい者スポーツに対する理解の深さ、競技の指導経験、全国大会出場に向けた練習会・合宿・会議等への参加の可否などを考慮する。
- (4) 前3項を踏まえて山形県障がい者スポーツ協会長が役員を推薦し、その推薦に基づき県が派遣役員を決定する。

燃ゆる感動 かごしま大会

——第20回全国障害者スポーツ大会——

～会場地のご案内～

個人競技 6競技

団体競技 7競技

OP オープン競技 3競技

身：身体障害者が出場できる競技
知：知的障害者が出場できる競技
精：精神障害者が出場できる競技

姶良市



バスケットボール(知)

姶良市総合運動公園体育館



いちき串木野市



車いすバスケットボール(身)
いちき串木野市総合体育館



鹿児島市



卓球(身・知・精)
鹿児島アリーナ



電動車椅子サッカー(身)
鹿児島アリーナ



スポーツ吹矢(身)
ハートピアかごしま



陸上競技(身・知)
白波スタジアム



水泳(身・知)

鴨池公園水泳プール



ボウリング(知)

サンライトゾーン

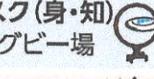


アーチェリー(身)
鹿児島ふれあい



スポーツランド運動広場

フライングディスク(身・知)
県立サッカー・ラグビー場



バレーボール(身・知)
桜島総合体育馆



ふうせんバレーボール
(身・知・精)

郡山体育馆



霧島市



サッカー(知)

国分運動公園陸上競技場



鹿屋市



バレーボール(精)
平和公園串良平和アリーナ



南九州市



ソフトボール(知)

知覧平和公園多目的球場



フットベースボール(知)

知覧平和公園陸上競技場

指宿市



グランドソフトボール(身)
開聞総合グラウンド

